

外国による不当な干渉を防止する ための法制度について 【資料集】



警察庁
National Police Agency

外国による影響工作 － 国内外の事例 －

国内事例（国会議員等への働き掛け）

- 某国政党幹部から指示を受けて活動する同国出身者は、選挙支援等を通じて**国会議員・地方議員と関係構築を行い、当該議員らに、日本の技術者獲得も視野に入れた某国と日本の友好行事への参加を依頼する**など働き掛けを行った。

国内事例（市議会議員への働き掛け）

- 本邦所在の某国公館関係者から指示を受けた同国出身者は、同国地方自治体から我が国某市への物品の寄附を実現するため、当初、同市担当者は寄附の受領に否定的であった中、**知己の同市議会議員に働き掛け**を行った。

海外事例（政府高官への働き掛け）

- 米国政府高官への人脈を持つ米国人実業家が、**中国の国務大臣等の代理人として、米国内に居住する反体制派の送還を政府に働き掛ける**などの活動を**無登録**で行った。（米国・令和2年10月）

国内事例（自国に有利なプロパガンダの拡散）

- 本邦所在の某国公館関係者から指示を受けた同国出身者は、自身が運営する在日同国人向けポータルサイト（登録者数100万人超）において、**同国のためのプロパガンダ発信による世論形成**を画策していた。同人は、2か月から3か月に一度、公館に呼び出されて発信内容についての指示を受け、その意向に沿った**内容の記事をサイトに掲載**するなどの発信活動を行った。

国内事例（偽情報の拡散による選挙介入の試み）

- **第51回衆議院議員総選挙**に際しては、SNS上で3,000件規模のアカウント群が協調的に日本政府の政策等を批判する内容を投稿・拡散していたことなどが報じられたほか、政府において、**外国のものと疑われる不審アカウントが同選挙に関する内容を投稿している事例を一定数把握**した。

海外事例（自国に有利なプロパガンダの拡散）

- 米国とロシアの二重国籍を持つ米国居住者は、**ロシア政府からの指示や資金提供を受けて**、ニューヨーク州に「ロシア・センター・ニューヨーク」を設立し、**ロシアの政策やイデオロギーを広めるイベントを開催**したり、ロシア政府高官と米国政財界との会合を手配したりするなどの活動を**無登録**で行った。（米国・令和4年3月）

国内事例（国会議員への働き掛け）

- **某国政党の地方組織から指示を受けて活動している同国出身者は、我が国国内の同国出身者に対して同国の意向に沿った教育を行うための教育機関及び日本語学校の新設を画策していた。日本語学校の新設計画の申請が却下されると、我が国行政機関への便宜を図らせる目的で国会議員事務所に支援を求めるとともに、財産上の利益の供与を試みた。**

海外事例（連邦大臣への働き掛け）

- **中国系豪州人は、中国共産党の代理人として豪州連邦大臣に不当な影響力を及ぼすことを企図して、同大臣が出席するイベントにおいてメルボルンの病院に多額の寄付を行い、同大臣の歓心を買おうとした。（豪州・令和2年11月）**

海外事例（資金提供を通じた偽情報等の拡散）

- **ロシア国営メディアの従業員2名は、米国大統領選挙に際し、無登録で、テネシー州に拠点を置くオンラインコンテンツ制作会社にペーパーカンパニーを介して資金提供するとともに、身分を偽装しながら同制作会社に指示を出し、TikTok、Instagram、X、YouTube等に米国内の分断を増長するような内容を含む多数の動画を投稿させた。（米国・令和6年9月）**

諸外国における関連制度の概要

法の目的	外国政府等のために行われる 影響力活動の透明化 を図ること
登録対象者	外国政府等からの 指示 や外国政府等との 取決め に基づいて、下記の登録対象活動を行う者
登録対象活動	外国政府等のために、当該国の 政治・行政に影響を及ぼすことを目的 に行われる以下の活動 ※ 上記目的を有しない活動を登録対象とする例もあり
接触等活動	閣僚、国会議員をはじめとする 公務員等に接触 （communicate）すること ※ 客体の範囲は国によって幅がある
情報発信	公衆（又はその一部）に対して 情報や文書等を発信 すること
資金供与等	資金を供与 すること（客体に限定なし）
その他	英：指定された外国政府等（露・イラン）との取決めに基づいて行う原則全ての活動 豪：元閣僚による活動、過去15年以内に議員等の特定の職にあった者がその経験・人脈等を活用して行う活動
登録義務等	外国政府等との一定の関係に基づいて 登録対象活動を行う場合の登録義務 を規定 （登録を怠って活動した者には、2～5年以下の拘禁刑）
その他の規制	活動結果の作成・保存 、定期報告義務、登録対象活動時における 外国代理人であることの開示 を規定する例もあり
登録義務の免除	外交官・領事官等 その他、報道機関、弁護士、宗教・芸術・人道活動の従事者等を免除とする例もあり
行政機関の権限等	登録者に係る情報の 開示・公表 、外国代理人として活動する者に対する 報告徴収権限 等を規定
議会報告	定期的（6月～2年ごと）な 議会報告 を規定

		米国	英国	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠法		外国代理人登録法	国家安全保障法	公的活動の透明性に関する法律	外国影響力透明化及び説明責任法	外国影響力透明化制度法
運用開始年		1938年	2025年7月	2025年10月	2026年8月	2018年12月
所管機関		司法省	内務省	公的活動の透明性に関する高等機関(HATVP)	公安省	司法省
主な特徴	外国政府等 の範囲	外国の政府・政党のほか、 <u>外国に所在する者や外国の法人も含めるなど、極めて広範</u>	国家元首、外国の政府・政府機関・地方機関、外国政府の与党のみと <u>限定的</u>	<u>EU加盟国以外の外国の政府・政党に限定、当該外国と一定の支配関係を有する法人も規定</u>	外国の政府・地方機関・政党のほか、 <u>外国の実質的な支配下にある経済主体も規定</u>	外国の政府・政党のほか、 <u>当該主体と一定の支配関係を有する団体・個人</u> （司法省の告示により公表も可能）
	届出者の義務	接触・情報発信に当たっての <u>代理人であることの明示義務、活動記録の作成・保存義務、6月ごとの定期報告義務</u> を規定	変更届出義務等、他国制度と共通する義務のみ	接触に当たっての <u>代理人の身元・勤務先・外国主体の明示義務</u> や、 <u>3月ごとの定期報告義務</u> を規定	変更届出義務等、他国制度と共通する義務のみ	情報発信に当たっての <u>代理人であることの明示義務、活動記録の作成・保存義務、選挙に伴う報告義務</u> を規定
	適用除外	一定の要件※を満たす報道機関、弁護士、宗教・学術・芸術・人道支援活動の従事者、ロビー活動公開法に基づく登録者等も含め、 <u>広範に規定</u> ※「外国政府等やその代理人に所有、指示、資金提供等されておらず、これらにその方針を決定されていない」等	一定の要件※を満たす報道機関、弁護士のほか、外交官や国際機関の常駐代表部職員についてはその家族も含め規定 ※「編集権の下で複数人が作成した報道関係資料を発行」等の要件を満たす事業者等	外交官、外国政府職員等を <u>限定的に規定</u>	外交官等の公用旅券を有する者等を <u>限定的に規定</u>	人道支援活動、慈善活動、宗教活動、芸術活動、業界団体代表による活動、税理士等特定の専門職による活動等、 <u>極めて広範に規定</u>
	その他	監督機関の <u>検査権限</u> を規定	<u>登録制度が2段階</u> になっており、内務大臣が指定する <u>特定の国（イラン及びロシア）の代理人については、3種類の活動に限らず、あらゆる活動について登録義務が発生</u>	監督機関の <u>検査権限</u> を規定	違反に対する行政罰金として <u>250～100万カナダドル（約3万～1億円）までの過料</u> を科すことが可能	外国主体のために、 <u>元閣僚が行う活動や、過去15年以内に指定職位にあった者が当該職位において得た人脈等を活用して行う活動に登録義務が発生</u>

登録対象活動の類型	登録者の典型例	登録対象活動の具体例
公務員等への接触 ※ 政治・行政プロセスに影響を与える目的で、 公務員等（閣僚、国会議員、上級公務員等）に接触する行為	・コンサルティング会社 ・ロビー会社 ・シンクタンク	➤ A国の政党であるB党の代理人として、米国の政策決定者や政策に影響を持つ関係者に対し、外交・投資・地域問題等に関するB党の立場及びA国総選挙について啓発活動を行う。【米国】 ➤ C国政府機関の代理人として、C国内での内戦中に行われた残虐行為を英国政府が公式に認めるよう、英国の議員、大臣、上級官僚、国際法機関の関係者に説得を行う。【英国】
情報の発信 ※ 政治・行政プロセスに影響を与える目的で、 ソーシャルメディア・公刊物といった手段を通じて 公衆に対して情報の発信をする行為	・コンサルティング会社 ・シンクタンク ・広告代理店	➤ D国政府機関の代理人として、同国における法の支配や主権、民主主義の回復に向けた取組への認識を深めるべく、一般市民、国会議員、政府関係者等に向け、ソーシャルメディア等を通じた情報発信を行う。【英国】 ➤ E国政府機関の代理人として、豪州所在のE国大使館と共催でシンポジウムを開催するなどして、両国の価値観や取組を共有・強調する活動を行う。【豪州】
財産上の利益の供与 ※ 政治・行政プロセスに影響を与える目的で、 金銭、経済的価値を有する物品、サービス等の 財産上の利益を提供する行為	・コンサルティング会社 ・事業会社	➤ F国国有企業である資源開発会社の代理人として、豪州の主要政党であるX党、Y党、Z党の政党イベントへの参加を目的に各政党への政治献金を行う。【豪州】 ➤ G国政府の代理人として、同国政府の関心事である貿易関連法制に関する投票行動に影響を与えるため、国会議員がその地元で取り組む文化施設建設への投資を行う。【英国内務省が公表している想定事例】

各国の概要

諸外国においては、**外国政府等のために行われる活動に関連する罰則も活用**し、不当な干渉を目的とした悪質な行為について取締りを推進。

	米国	英国	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠法	合衆国法典 第18編第951条	国家安全保障法	刑法	外国による干渉及び 情報セキュリティ法	刑法
主な 対象行為	・外国政府又はその職員の指示又は支配の下で、司法長官への事前通知なく行う活動	①外国勢力のために干渉（基本的権利の行使の妨害、政治過程に影響を与えること等）を意図して行う、脅迫、暴行、名誉毀損、虚偽表示等の禁止行為 ②外国勢力のために行う選挙関連犯罪	・外国勢力等の利益を図る目的で行う、殺人、暴行、窃盗、詐欺等の人又は財産に対する侵害犯	①外国主体等のため、威迫、脅迫又は暴力を用いて人に何らかの行為をさせること ②外国主体のために、 - 連邦法に違反する行為 - カナダの安全利益を害する目的又は政治・行政プロセス等に影響を与える目的で行われる、ひそかな又は欺まんの行為	・外国主体のために若しくは外国主体と共同して、又は外国主体の指示、資金提供、監督を受けて、干渉（行政プロセス、民主的・政治的権利の行使への影響力行使、諜報活動の支援等）を意図して行う、ひそかな又は欺まん若しくは脅迫を伴う行為
罰 則	10年以下の拘禁刑・罰金	（①） 14年以下の拘禁刑・罰金 （②） 各犯罪の刑を加重	各犯罪の刑を加重 ※重いものは終身刑に	（①・②） 終身刑又は有期拘禁刑	20年以下の拘禁刑